

公立大学法人埼玉県立大学施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、埼玉県立大学の教育研究環境を良好に保つため、公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助率は、次の表のとおりとする。

補助対象事業及び経費	補助率
地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）附則第3条第2項に基づく、同第27条第1項の規定により法人が定めた年度計画に基づく施設及び設備の大規模改修に要する経費	10/10以内

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、毎会計年度定めるものとし、法人に対して通知するものとする。

3 規則第4条第2項各号に掲げる事項を記載した書類の添付は不要とする。

(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(変更等の承認)

第6条 法人は、交付決定を受けた補助事業を変更し（次条に定める軽微な変更を除く。）、中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ様式第3号の承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(軽微な変更)

第7条 規則第6条第1項第1号の軽微な変更は、次の各号に定めるところとする。

(1) 補助事業費の減額が20%以内の変更

(2) 構造及び工法の変更で工事の重要な部分に関するもの以外の変更

(概算払)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、概算払によって補助金を交付す

ることができる。

2 法人は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、様式第4号の概算払請求書に概算払の必要性を確認することができる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 法人は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況に関する報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第10条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第5号のとおりとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 契約書の写し

(2) 工事完了検査調書等の写し、及び工事完了届等の証明書等

(3) 整備前と整備後の状況が分かる写真

(4) その他参考となる資料

(実績報告書の提出期限)

第11条 規則第13条の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了後30日以内又は事業年度の3月末日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第14条の補助金の額の確定通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

(補助金の請求)

第13条 補助金の請求は、様式第7号の請求書により行うものとする。

(帳簿等の整備等)

第14条 法人は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別途定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月18日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

公立大学法人埼玉県立大学施設整備費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

申請者（住所）
（氏名）

下記により公立大学法人埼玉県立大学施設整備費補助金の交付を受けたいので、補助金等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金申請額
金

円

2 補助事業の目的及び内容、補助事業の完了予定期日等
別紙－1 事業計画書、別紙－2 収支予算書のとおり

様式第1号 別紙-1 (第4条関係)

年度 事業計画書

1 補助事業名

2 事業計画

目的		
概要		
施設名称		
施設の構造		
施設の面積	建築面積 m^2	延床面積 m^2
経費明細	内 容	
工事費		
設計費		
その他		

3 交付を受けようとする補助金についての補助率

工事内容	工事費用の額	県補助申請額	補助率
			/ 10
			/ 10
			/ 10
			/ 10
			/ 10
			/ 10

4 事業実施工程

内容	内容 / 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

備考 この事業計画書には、工事設計書、配置図、平面図、仕様書等を添付すること。
対象施設の区分ごとに、適宜作成すること。

公立大学法人埼玉県立大学施設整備費補助金（変更）交付決定通知書

第 年 月 日 号

様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で申請のあった公立大学法人埼玉県立大学施設整備費補助金については、下記のとおり交付します。

記

1 交付決定額
金

円

2 交付条件等

- (1) 補助事業の内容を変更し（知事が定める軽微な変更を除く。）、中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。

公立大学法人埼玉県立大学施設整備費補助金変更承認申請書

第 号
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

申請者（住所）
（氏名）

年 月 日付け 第 号により交付決定された公立大学法人埼玉県立大学施設整備費補助金について、下記のとおり交付決定内容の変更について承認を受けたいので申請します。

記

1 変更理由

2 変更内容

3 添付書類

- (1) 事業（変更）計画書
- (2) その他参考となる資料

公立大学法人埼玉県立大学施設整備費補助金概算払交付請求書

第 年 月 日 号

（あて先）

埼玉県知事

申請者（住所）
（氏名）

年 月 日付け 第 号により交付決定された公立大学法人埼玉県立大学施設整備費補助金について、公立大学法人埼玉県立大学施設整備費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり概算払による交付を請求します。

記

- 1 補助事業名
- 2 交付決定額
金 円
- 3 請求額
金 円
- 4 振込先口座等

債権者コード	
名義	※フリガナを併せて記載して下さい。
区分	銀行 本店 信用金庫 支店 農協 支所
	普通 No 当座 No

注 債権者登録をしている場合は債権者コードを、債権者登録をしていない場合は振込先口座を記載すること。

様式第5号（第10条関係）

公立大学法人埼玉県立大学施設整備費補助金実績報告書

第 年 月 日 号

（あて先）

埼玉県知事

申請者（住所）
（氏名）

年 月 日付け 第 号により交付決定された公立大学法人埼玉県立大学施設整備費補助金について、補助金等に関する規則第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の額
金

円

2 補助事業の成果

別紙－1 事業報告書及び添付書類のとおり

4 経費明細収支

(単位：千円)

経費明細	総事業費		補助対象経費		財 源 内 訳			
	予算額	実績額	予算額	実績額	補助金	寄附金	自己収入	その他
工 事 費								
設 計 費								
そ の 他								
合 計								

5 経費明細

(1) 工事費

(単位：千円)

内 容	構 造	面 積	金 額 ①	着工年月日 完成年月日	①のうち支 払済額 ②	②の支払 年 月 日	支払未済額 ③=①-②	支払予定 年 月 日

(2) 設計費

(単位：千円)

内 容	金 額	契約締結日	契約期間	支 払 日	支払未済額	支払予定日

(3) その他

(単位：千円)

内 容	金 額	契約締結日	契約期間	支 払 日	支払未済額	支払予定日

様式第6号（第12条関係）

公立大学法人埼玉県立大学施設整備費補助金確定通知書

第 年 月 日 号

様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった公立大学法人
埼玉県立大学施設整備費補助金については、下記のとおり補助金の額を確定し
たので、補助金等に関する規則第14条の規定により通知します。

- | | 記 |
|--------------|---|
| 1 補助事業名 | |
| 2 交付決定額
金 | 円 |
| 3 交付確定額
金 | 円 |

公立大学法人埼玉県立大学施設整備費補助金交付請求書

第 年 月 日 号

（あて先）

埼玉県知事

申請者（住所）
（氏名）

年 月 日付け 第 号により補助金の額の確定通知を受けた公立大学法人埼玉県立大学施設整備費補助金について、公立大学法人埼玉県立大学施設整備費補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助事業名

2 交付確定額
金

円

3 請求額
金

円

4 振込先口座等

債権者コード		
名義	※フリガナを併せて記載して下さい。	
区分	銀行	本店
	信用金庫	支店
	農協	支所
	普通 No	当座 No

注 債権者登録をしている場合は債権者コードを、債権者登録をしていない場合は振込先口座を記載すること。